最終更新日：2017年3月30日
株式会社トライアイズ
代表取締役社長　池田　均
問合せ先：03-3221-0211
証券コード：4840
http://www.triis.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの施策は、株主重視による企業経営の推進及び開示情報の質の向上にあると考えております。このため、取締役及び監査役を社外から招聘することにより、斬新な思想と、第三者的観点からの経営方針の導入を行っております。
また、最低月一回開催される取締役会においては、監査役にも積極的な意見参加を求め、監視機能をより高めております。一方、開示面におきましては、常にタイムリー・ディスクロージャーを念頭に置き、早期開示を目指すとともに、当社ホームページを通じて株主及び投資家の皆様に対する情報公開を随時行うことで、開かれた経営を目指す所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
池田　均	334,650	3.52
BANK　JULIUS　BAER　AND　CO.　LTD.　SINGAPORE　CLIENTS	213,860	2.25
竹林　義則	182,000	1.91
佐藤　有希子	152,800	1.60
梶原　隆徳	112,700	1.19
清水　豊晴	111,000	1.17
鈴木　富男	86,400	0.91
関　光江	78,600	0.83
永井　正二	76,000	0.80
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	73,700	0.78

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高井　章吾	弁護士											
足羽　由美子	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高井　章吾	○	当社との特別な利害関係はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任しております。 また、同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
足羽　由美子	○	当社との特別な利害関係はありません。	税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の財務全般に的確なアドバイスをいただけるものと期待し、選任しております。 また、同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、意見交換、情報交換を行っております。
内部監査については、コンプライアンス委員会を中心に監査役との協力関係の下、必要な内部監査を実施する体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下村　昭彦	他の会社の出身者													
黄瀬　將美	他の会社の出身者													
西村　利行	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下村　昭彦		―――	事業運営に係る十分な経験と知識を活かし、業務執行の適法性等について公正かつ客観的な立場から監査役としての職務を適切に遂行し、当社の監査体制を強化できるものと判断し、選任しております。
黄瀬　將美	○	―――	事業運営に係る十分な経験と知識を活かし、業務執行の適法性等について公正かつ客観的な立場から監査役としての職務を適切に遂行し、当社の監査体制を強化できるものと判断し、選任しております。

西村　利行		―――	金融機関に長年携わった豊富な経験と幅広い知識により、監査役として経営の監視や助言をいただけるものと考え、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

会社業績向上に対して責任の明確化の観点から、ストックオプションによるインセンティブ付与を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションの付与を実施しました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人相当額は含まれておりません。株主総会の決議による取締役の報酬年額は500百万円以内、監査役の報酬年額は30百万円以内。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の独立性を保持し、企業経営の監督機能を十分に発揮できるように努めています。
社外取締役及び社外監査役の職務を補助すべき組織として、総務部門がこれを担当します。また、これ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、取締役及び監査役との協議のうえ、合理的な範囲で、職務を補助すべき使用人として適切な人材を置きます。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要な意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意思疎通を図り、職務執行の効率化を確保しております。
また、各業務執行者は取締役会の決定方針、監督の下に権限委譲を受けて業務執行を分担しており、各業務執行者の業務執行につきましては毎週開催される経営会議において業務執行状況の確認、報告がなされます。

当社の内部監査及び監査役監査の組織はコンプライアンス委員会を中心に、監査役との協力関係の下、必要な内部監査を実施する体制を取っております。監査役につきましては、監査役会は社外監査役３名で構成されております。監査役会の定めた監査の方針、業務分担に従い、各監査役は取締役会への出席など、取締役の職務遂行の状況を監査しております。また、会計監査法人との意見交換、情報交換を行い内部監査体制の強化を図っております。

なお、当社は社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役３名との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、２百万円又は法令の定

める額のいずれか高い額としております。
当社と会計監査人清陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は22百万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は純粋持株会社としてグループ経営を行うため、各事業子会社の事業内容、規模、特性に応じた経営戦略の策定、遂行を通じ、業務執行の監査、監督をいたします。現在の当社グループの事業内容、規模において、経営の監視機能面では、十分に機能する体制が整っていると考えられるため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会実施の約3週間前より招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、12月決算につき、例年3月末頃の総会設定となっております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、平成18年9月29日開催の臨時株主総会より、インターネットにおける議決権行使を採用しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	会社情報、決算、経営理念、社長からの方針説明などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、現在、総務部門で対応しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社経営理念の中に、「全てのステークホルダー、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等と良好な関係を築く責任を全うする企業グループとなる。」と規定されています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は適時開示基準に則り、重要事実のタイムリーな開示に努めております。また、当社ＨＰ上での情報提供にも積極的に取り組むように努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正性を確保するための体制を整備しております。

1． 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。総務部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握･改善に努める。
また、当社のコンプライアンスの強化･推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、法令･諸規則の遵守状況の監視、関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス委員会は、社長直属の組織とし、法令･諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の要否を社長に報告し、その内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査役･取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

2． 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書･記録等の保存及び管理を行う。

3． 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

各部門の担当取締役及び担当執行役員は、各部門別に業績検討会議を開催し、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を報告させ、当該事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し、リスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応に努めるとともに、このうち重要な事項については、代表取締役、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程する。
経営会議は、係る事項についての対策を審議･決定するとともに全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。
総務部門は、各部門のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役会に報告する。
新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を求め、当該リスクに対応する体制を整える。

4． 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化･迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。
また、部門ごとの責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。
代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。
「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。

5． 当社及び子会社からなる企業集団(以下「グループ会社」という。)における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。
(ロ)グループ会社すべてに適用されるリスク管理に係る規定を整備し、子会社においても親会社と同様の損失の危機の管理に関する体制を整える。
(ハ) 子会社の取締役に当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。
(ニ) 取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、監査役の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査役は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

6． 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役の職務を補助すべき組織として、総務部門がこれを担当する。監査役がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。
なお、監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査役の指揮命令に従うものとする。

7． 取締役及び使用人並びに子会社の取締役･監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役･監査役及び使用人又はこれらの者からの報告を受けた者は重大な法令･定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するとともに、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。監査役は、監査役会規程に基づいてその他の監査役へ報告する体制をとる。

8． 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規定を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。

9． 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、総務部門において審議のうえ、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査役会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。
取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることが出来る体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則って対応する。社会的正義を実践するために社内ルールを定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努める。社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下のとおり定めております。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢
当社は、上場企業としての社会的責任を十分に認識し、経営の適法性、公正性の確保や透明性の向上を図るため、情報管理体制の構築に努めております。また、取締役会で決定した事項及び経営会議や各部署で把握した事項を、法令や証券取引所が定める適時開示規則などに従い、迅速かつ適切な情報開示に努めております。

2. 決定事実
重要な決定事項については、取締役会で決定を行っております。決定された重要事実について、証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要かどうか情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

3. 発生事実
重要事実が発生した場合には、発生部署から速やかに取締役会、経営会議に報告され、証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要かどうか情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に従うように努めております。

4. 決算情報
決算に関する情報については、経理部において決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、経営会議及び決算に関する取締役会において承認し、当日決算情報を開示しております。

【コーポレートガバナンス体制図】

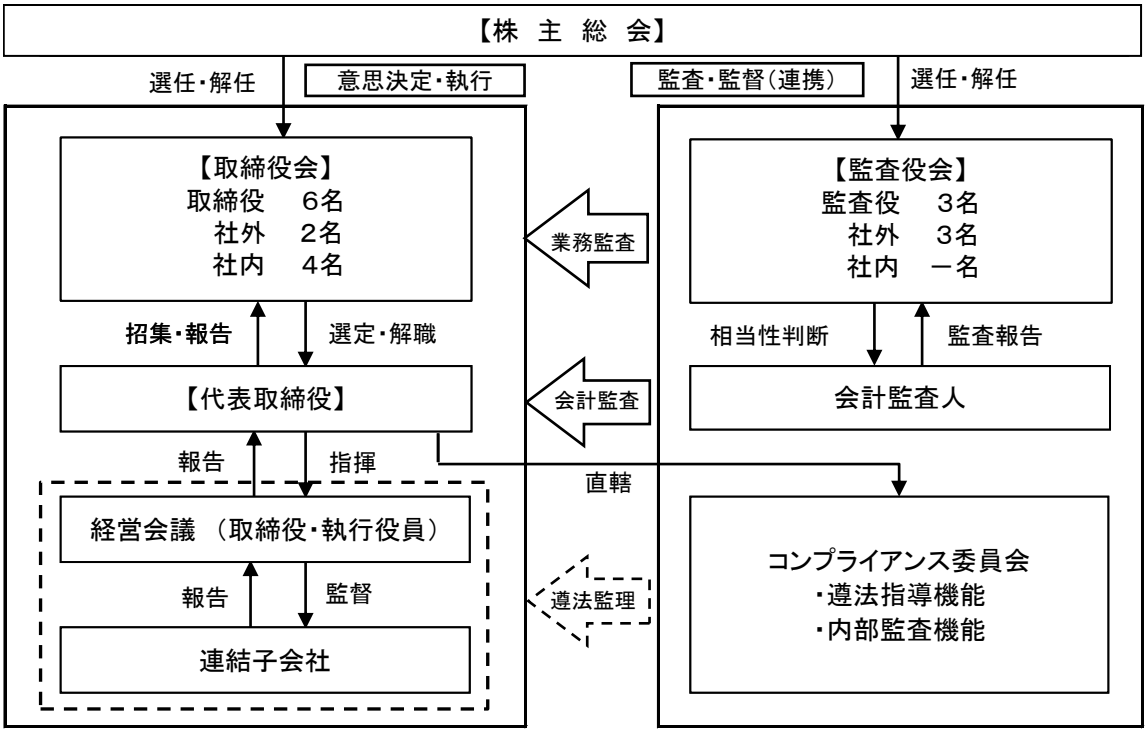

【適時開示体制の模式図】

【決定事実】

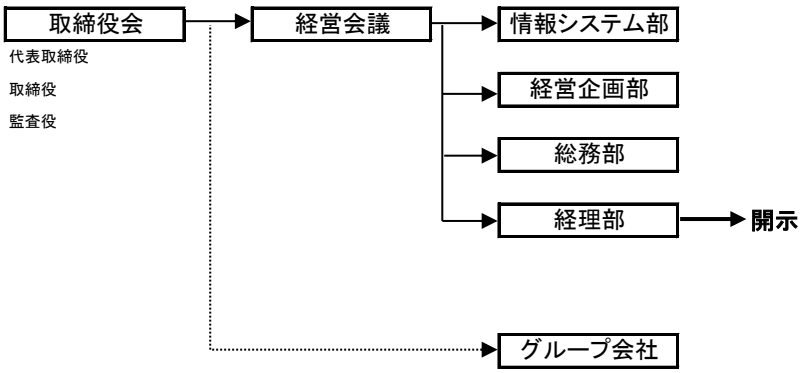

【発生事実】

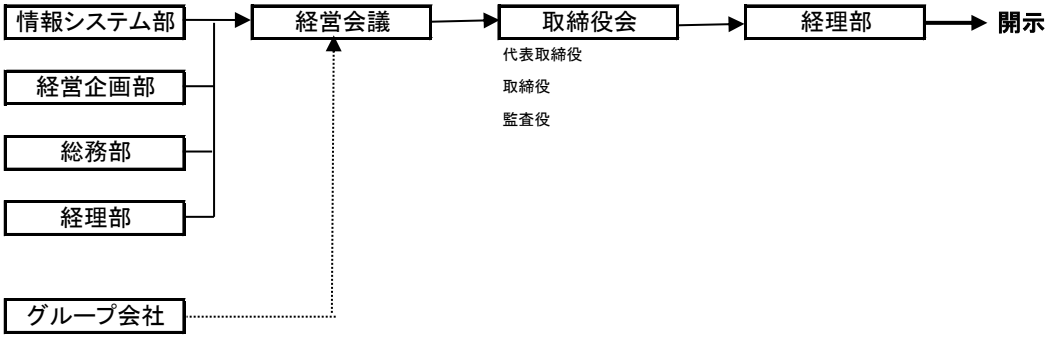

【決算内容】

